

4. 集会施設のあり方

2015年

公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について(審議会答申)

公民館・市民館・共同利用施設を、大規模館と中小規模館に区分。小学校区ごとの配置状況を中心に検証し、重要度・緊急度の観点から検討が必要な地域・施設を具体的に提示。利用方法等の統一や組織体制・施策上の位置付けについても問題提起。

2017年

地域における施設の総合的有効活用方針

答申を受けて市の方針を発表。共同利用施設は市民館等へ用途変更する考えを示したが、これまで実現せず。同一建物内に存在する施設の統合や、市民館建替時の平屋建採用等を掲げたが、施設総量縮減の効果は限定的。広田山荘の将来的な廃止に言及。

2024年

財政構造改善基本方針に基づく取組の大枠

アクタ、プレラ、甲東、塩瀬、山口等を対象に施設の管理運営(ハード)と事業(ソフト)を分離し、施設の管理を一体的に行う方針。公民館・市民館・共同利用施設・広田山荘・市民交流センター・老人いこいの家をコミュニティ施設として再編し、一元的な管理運営を図る。

■集会機能を有する公共施設

公民館 (24館)	男女共同参画センター	芦乃湯会館
地区市民館 (22館)	大学交流センター	芦乃湯会館分館 大黒会館
共同利用施設 (10館)	消費生活センター	船坂里山学校
市立体育館会議室 (9館)	市民交流センター	能登運動場会議室
市立ホール会議室 (3館)	勤労会館	総合福祉センター
市民会館	勤労青少年ホーム	各支所会議室
若竹生活文化会館	広田山荘	市営住宅集会室 (地域利用)